

八代市スポーツ推進委員協議会 規約

第1章 総則

(名称)

第1条 この会は八代市スポーツ推進委員協議会（以下「本会」という。）と称する。

(目的)

第2条 本会は、八代市が委嘱したスポーツ推進委員（以下「スポーツ推進委員」という。）相互の連絡を密にし、相協力して地域スポーツの推進を図り、スポーツ推進委員本来の使命を達成することを目的とする。

(事業)

第3条 本会は前条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- (1) スポーツ推進委員相互の情報交換に関すること
- (2) スポーツ推進委員の資質の向上を図るための研究会、講習会等に関すること
- (3) スポーツレクリエーションに関する調査研究及び広報啓発に関すること
- (4) 他団体との連絡協調に関すること
- (5) その他本会の目的を達成するために必要な事業に関すること

第2章 組織

(組織)

第4条 本会は、スポーツ推進委員をもって構成する。

(役員)

第5条 本会に次の各号に掲げる役員を置く。

- | | |
|----------|--------------|
| (1) 会長 | 1名 |
| (2) 副会長 | 3名 |
| (3) 理事長 | 1名 |
| (4) 副理事長 | 1名 |
| (5) 理事 | 第6条第3項の規定による |
| (6) 会計 | 1名 |
| (7) 監事 | 2名 |

(役員を選出)

- 第6条 会長は、別に設置する役員選考委員会において選出し、総会で承認を得るものとする。
- 2 副会長は、スポーツ推進委員の中から会長が推挙し、総会で承認を得なければならない。
 - 3 理事は、各地域部会長及び各専門部会長をもってあてる。その他、必要に応じて会長がスポーツ推進委員の中から指名することができる。
 - 4 理事長は、理事会において、理事の中から選出する。
 - 5 副理事長は、理事長が推挙し、理事会で承認を得なければならない。
 - 6 会計は、会長が推挙し、総会の承認を得なければならない。

7 監事は、総会で選出する。

(役員職務)

第7条 会長は、本会を代表し、これを統轄する。

- 2 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるときは代行する。
- 3 理事長は、理事会を代表する。
- 4 副理事長は、理事長を補佐し、理事長に事故あるときは代行する。
- 5 理事は、理事会を構成し、本会の企画・運営にあたる。

(任期)

第8条 役員の任期はスポーツ推進委員としての在任期間を終了した翌年度最初の総会までとする。ただし、再任を妨げない。

第3章 会議

(会議の種類)

第9条 本会の会議に次の各号に掲げる会議を置く。

- (1) 総会
- (2) 理事会
- (3) 専門部会
- (4) 地域部会
- (5) 臨時総会

(総会)

第10条 総会は、会長が招集する。

- 2 議長は、スポーツ推進委員の中から選出する。
- 3 総会は次の各号に掲げる事項について議決する。
 - (1) 規約の制定及び改廃に関する事
 - (2) 役員承認に関する事
 - (3) 予算及び決算に関する事
 - (4) 事業計画及び事業報告に関する事
 - (5) 努力目標に関する事
 - (6) その他重要事項に関する事
- 4 総会の成立は、在籍者数の2分の1以上とし、議事は出席者の過半数の賛否により議決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。
- 5 総会を開催できない場合は、議案に対し書面をもって表決し、議決に代えることができる。

(理事会)

第11条 理事会は、会長、副会長、理事をもって構成する。

- 2 理事会は本会の企画・運営にあたる。
- 3 理事会は、理事長が招集し、議長となる。
- 4 理事会の議事は、出席者の過半数の賛否により議決し、可否同数のときは、議長の決す

るところによる。

(専門部会)

第12条 本会に次の各号に掲げる専門部会を置き、各地域部会のスポーツ推進委員の中から選出されたスポーツ推進委員をもって構成する。

- (1) 企画部会
- (2) 研修部会
- (3) 広報部会

2 各専門部会に部会長及び副部会長を置く。

3 部会長及び副部会長は、各専門部会の中から選出し、理事会で承認を得なければならない。

(地域部会)

第13条 本会に次の各号に掲げる地域部会を置き、スポーツ推進委員の中から各地域に所属するスポーツ推進委員をもって構成する。

- (1) 第一地域部会
- (2) 第二地域部会
- (3) 第三地域部会

2 各地域部会に部会長及び副部会長を置く。

3 部会長及び副部会長は、各地域部会の中から選出し、理事会で承認を得なければならない。

第4章 会長の専決処分

(専決処分)

第14条 会長は、総会及び理事会の権限に属する事項について、急を要し会議を開催するいとまがない場合は、これを専決することができる。

2 会長は、総会及び理事会に報告しなければならない。

第5章 会計

(経費)

第15条 本会の経費は、補助金及びその他の収入をもって充てる。

(会計年度)

第16条 本会の会計年度は、4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

(会計)

第17条 会計は、本会の会計を処理する。

2 会計は、理事会に出席し、意見を述べることができる。

(監事)

第18条 監事は、本会の会計を監査する。

2 監事は、理事会に出席し、意見を述べることができる。

第6章 補則

(事務局)

第19条 本会の事務局をスポーツ振興課内に置く。

(補則)

第20条 本規約に定めるもののほか、この会の運営に必要な事項は、会長が別に定める。

(附則)

この規約は、平成17年8月1日から施行する。

この規約は、平成19年5月14日から施行する。

この規約は、平成22年5月17日から施行する。

この規約は、平成23年5月17日から施行する。

この規約は、平成24年4月21日から施行する。

この規約は、平成25年4月10日から施行する。

この規約は、平成27年4月13日から施行する。

この規約は、令和元年8月29日から施行する。

この規約は、令和2年4月1日から施行する。